

飯島賢二の

やさしく解決! 難問道場

第29回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 法人税等の申告期限延長の特例について教えてください。

A

法人税等の申告期限は、原則として決算後2カ月以内と決まっています。申告期限を守らないと、高額な無申告加算税(国税・納付すべき税額の15%)や不申告加算金(地方税・同15%)が課されてしまうので注意が必要です。

しかし、申告書が完成するのが申告期限ギリギリになってしまうケースもあります。これが稀であれば良いのですが、事業形態やビジネス上の都合等により毎年のように申告期限ギリギリになってしまう会社があったり、債権や債務にトラブル等を抱え、あらかじめ申告期限内に正確な申告ができないことが予想される場合もあり得ます。

そのような場合、「申告期限の延長の特例を受ける」ことができます。この特例は、適用を受けようとする事業年度の終了日までに、「申告期限の延長の特例の申請」を所轄の税務署に提出することで申告期限を1カ月延長することが可能な制度です。

通常、この特例は上場企業等が「会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これ

に類する理由により決算が確定しない場合」に受けることができる制度ですが、「その他これに類する理由」のひとつとして「事業年度終了の日から3カ月以内に株主総会を開催する旨を定めている法人」も含まれることになっています。つまり、定款に「事業年度終了の日から3カ月以内に株主総会を開催する旨」を追加すれば、上場企業でなくても特例を受けることができます。

この特例を受けた場合、通常は、本来の納税期限(決算後2カ月以内)から納税された日までの期間に応じて利子税が課されてしまいます。しかし、例えば決算後2カ月以内に納税額を見積もって多めに予定納税しておけば、当然無申告加算税等は回避できるし、利子税もかからずにすみます。時折、期限内にとりあえずの確定申告をしておいて、正式に決算が済んでから修正申告をする税理士もいます。これは似て非なるもの、本末転倒です。無申告加算税等はかかりませんが延滞税や加算金、場合によっては過少申告加算税等がしっかりついてくるのです。

あくまでも申告は申告期限までに行うのが基本です。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>